

第3章 保護措置に要した費用の支弁等

市が保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法（法168）

市は、保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償（法159）

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償（法160）

市は、保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん（法161）

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

4 市民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 市民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、保護措置の実施に伴う損失補償、保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の市民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、市民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。また、市民の権利利益の救済にあたっては、保護措置を実施した部局が担当するものとし、必要に応じ、外部の専門家等の協力を得ることなどにより、迅速に対応する。

【市民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法 159 I)	特定物資の収用に関する事。 (法 81 II)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法 81 III)
	土地等の使用に関する事。 (法 82)
	応急公用負担に関する事。 (法 113 I・V)
損害補償 (法 160)	市民への協力要請によるもの。 (法 70 I・III、80 I、115 I、123 I)
不服申立てに関する事。 (法 6、175)	
訴訟に関する事。 (法 6、175)	

(2) 市民の権利利益に関する文書の保存

市は、市民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書取扱規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、市民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

《資料編 71 P 参照》